明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○消費者安全法第四十六条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示の一部を改正する件（消費者庁二）　一
○道路に関する件（北陸地方整備局七）　二
○道路に関する件（九州地方整備局二五）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　二
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○消費者庁告示第二号

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第九条第四項の規定に基づき、消費者安全法第四十六条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示（平成二十五年消費者庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十七日

消費者庁長官　阿南　久

表を次のように改める。

都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長	事務を行う場合
北海道知事　宮城県知事　山形県知事 茨城県知事　栃木県知事　群馬県知事　福島県知事 埼玉県知事　千葉県知事　東京都知事　新潟県知事 富山県知事　石川県知事　福井県知事　三重県知事 山梨県知事　長野県知事　岐阜県知事　静岡県知事 滋賀県知事　京都府知事　大阪府知事　兵庫県知事 奈良県知事　和歌山県知事　鳥取県知事　島根県知事 山口県知事　徳島県知事　香川県知事　愛媛県知事 高知県知事　熊本県知事　大分県知事　宮崎県知事 相模原市長　新潟市長　札幌市長　仙台市長 京都市長　大阪市長　堺市長　神戸市長　北九州市長 福岡市長　熊本市長	法第二条第五項第一号及び第二号に規定する消費者事故等が発生した場合（同条第七項第一号及び第二号に規定する重大事故等が発生した場合を含む。）
北海道知事　宮城県知事　山形県知事 茨城県知事　栃木県知事　群馬県知事　福島県知事 埼玉県知事　千葉県知事　東京都知事　新潟県知事 富山県知事　石川県知事　福井県知事　三重県知事 山梨県知事　長野県知事　岐阜県知事　静岡県知事 滋賀県知事　京都府知事　大阪府知事　兵庫県知事 奈良県知事　和歌山県知事　鳥取県知事　島根県知事 山口県知事　徳島県知事　香川県知事　愛媛県知事 高知県知事　熊本県知事　大分県知事　宮崎県知事 相模原市長　新潟市長　札幌市長　仙台市長 京都市長　大阪市長　堺市長　神戸市長　北九州市長 福岡市長　熊本市長	法第二条第五項第三号に規定する消費者事故等が発生した場合（同条第八項第一号及び第二号に規定する多数消費者財産被害事態が発生した場合を含む。）

○北陸地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市牧目字中澤四四五番一から同市牧目字中澤四七一番一まで	前	二〇・二五～九二・〇〇メートル	〇・〇六四キロメートル
	後	二〇・五〇～九二・〇〇メートル	〇・〇六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。